

諮問日：平成30年6月7日（平成30年度（最情）諮問第13号）

答申日：平成30年11月16日（平成30年度（最情）答申第45号）

件名：最高裁判所の小法廷の審議期日表の不開示判断（開示対象外）に関する件
答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁判所の各小法廷の審議期日表（直近に作成されたもの）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は司法行政文書の開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年3月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書は、裁判官等が申合せを行った結果を記載したものではないから、司法行政文書の開示手続の対象となる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書は、審議事件について、審議期日及び審議期日における審議順序が決まった後に、裁判手続である審議及びその準備のために作成されているものであって、司法行政事務の用に供されるものではない。

したがって、本件開示申出文書は、裁判事務に関する文書であり、司法行政文書には当たらないから、司法行政文書の開示手続の対象とはならない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年6月7日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月24日 審議
- ④ 同年10月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 取扱要綱によれば、司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものである。また、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれないと解される。

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件開示申出文書は、審議事件について、審議期日及び審議期日における審議順序が決まった後に、裁判手続である審議及びその準備のために作成されているものであって、司法行政事務の用に供されるものではないとのことであり、本件開示申出文書の性質に照らして、このような説明の内容が不合理とはいえない。そうすると、本件開示申出文書は、裁判事務に関する文書であって、司法行政文書とは認められない。

したがって、本件開示申出文書は、司法行政文書開示手続の対象とならない。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件開示申出文書は司法行政文書開示手続の対象とならないから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人